

平成26年度第1回 熊本県私立学校審議会 次第

日時 平成26年8月25日（月）

午後2時00分から

場所 熊本県庁本館5階審議会室

1 開 会

2 あいさつ（仁木徳子熊本県総務部総務私学局長）

3 議 事

（1）会長の選任

（2）議事（公開）

【諮問事項】

〈高等学校関係〉

- ① 熊本国府高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

〈幼稚園関係〉

- ② 竜北さくら幼稚園の収容定員減に係る園則変更認可について

【事前協議事項】

〈専修学校関係〉

- ③ 専門学校東京CPA会計学院熊本校の一般課程の設置に係る事業計画について

4 閉 会

熊本県私立学校審議会委員名簿

選出区分	氏名	勤務先等	出欠 (予定)
学識 経験者	古賀 実	熊本県立大学学長	欠席
	坂下 玲子	熊本大学教育学部教授	欠席
	杉浦 康治	県議会総務常任委員会副委員長	出席
	清家 美穂	公認会計士	出席
	竹屋 純子	元熊本県教育委員	出席
	松嶋 寿美	県私立中学高等学校保護者会前理事	出席
私学団体 (高等学校)	上田 祐規	鎮西・真和中学高等学校校長	出席
	関戸 一義	慶誠高等学校校長	出席
	松尾 京子	熊本信愛女学院中学高等学校校長	出席
私学団体 (幼稚園)	中山 義紹	高平幼稚園園長	出席
	吉田 精華	帯山幼稚園園長	出席
私学団体 (専修学校)	中島 義和	熊本情報経理専門学校校長 熊本歯科技術専門学校校長	出席

平成26年度 第1回 熊本県私立学校審議会

席次表

会長

上田委員

関戸委員

松尾委員

中山委員

吉田委員

中島委員

杉浦委員

清家委員

竹屋委員

松嶋委員

記者席

(事務局)

荒木	松岡	橋本	仁木	真田
主幹	補佐	課長	局長	審議員

福田	古賀	長石	江藤
主幹	主任主事	主任主事	参事

(傍聴席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成26年度 第1回 熊本県私立学校審議会

席 次 表

会長

上田委員

関戸委員

松尾委員

中山委員

吉田委員

中島委員

杉浦委員

清家委員

竹屋委員

松嶋委員

記者席

(事務局)

荒木 主幹	松岡 補佐	橋本 課長	仁木 局長	真田 審議員
----------	----------	----------	----------	-----------

福田 主幹	古賀 主任主事	長石 主任主事	江藤 参事
----------	------------	------------	----------

(傍聴席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成26年度 第1回 熊本県私立学校審議会

席次表

会長

上田委員

関戸委員

松尾委員

中山委員

吉田委員

中島委員

杉浦委員

清家委員

竹屋委員

松嶋委員

記者席

(事務局)

荒木	松岡	橋本	仁木	真田
主幹	補佐	課長	局長	審議員

福田	古賀	長石	江藤
主幹	主任主事	主任主事	参事

(傍聴席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

平成26年度 第1回 熊本県私立学校審議会

席次表

会長

上田委員

関戸委員

松尾委員

中山委員

吉田委員

中島委員

杉浦委員

清家委員

竹屋委員

松嶋委員

記者席

(事務局)

荒木	松岡	橋本	仁木	真田
主幹	補佐	課長	局長	審議員

福田	古賀	長石	江藤
主幹	主任主事	主任主事	参事

(傍聴席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

私立学校法(抄)

(私立学校審議会等への諮問)

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かななければならない。

(私立学校審議会)

第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもって、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第11条 削除

(委員の任期)

第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第14条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第15条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人

若しくは第 64 条第 4 項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第 16 条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第 17 条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(措置命令等)

第 60 条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成 5 年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項のきていにより私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

熊本県私立学校審議会運営規程

平成25年5月9日改正

第1条 会長の互選は、投票又は指名推薦の方法による。

第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代行する。

第4条 会議は、会長が招集する。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第7条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り会長に差し出さなければならない。

第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる事項について発言しようとするときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

第10条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第11条 会議は、公開とする。ただし、別表に定める議事に係るものは、非公開とする。

第12条 議事録は、総務部総務私学局私学振興課の職員が作成する。

2 議事録には、議長及び審議会において定めた2名の委員が署名しなければならない。

第13条 議案を調査するため、必要に応じ、審議会に部会を設けることができる。

第14条 この規程に定めのない事項については、会長が審議会に諮って定める。

別表

非公開とする議事	<ul style="list-style-type: none">・私立学校の設置に関すること。・私立学校の設置者の変更に関すること。・その他、会長が非公開で行うことが必要であると決定した議事
----------	---